

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和3年5月1日 至 令和4年4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人真人会
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 長崎県佐世保市もみじが丘町 40 番地 39
- (3) 設立認可年月日 平成24年 2月23日
- (4) 設立登記年月日 平成24年 3月 7日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	松村 雅人	まつむらクリニック 管理者
理事	松村 真由美	
監事	松村 和子	

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	まつむらクリニック	長崎県佐世保市もみじが丘 40 番地 39	無床

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年6月30日 令和2年度決算の決定

令和4年4月30日 令和4年度事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人真人会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市もみじが丘町40番地39

貸 借 対 照 表

(令和4年 4月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	26,468	I 流 動 負 債	8,915
II 固 定 資 産	28,922	II 固 定 負 債	11,490
1 有 形 固 定 資 産	8,936	負 債 合 計	20,405
2 無 形 固 定 資 産	0	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	19,986	科 目	金 額
		I 基 金	9,000
		II 積 立 金	25,985
		(うち代替基金)	0
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	34,985
資 産 合 計	55,390	負 債 ・ 純 資 産 合 計	55,390

様式 4 - 2 (診療所)

法人名 医療法人真人会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市もみじが丘町 4 0 番地 3 9

損 益 計 算 書  
(自 令和 3 年 5 月 1 日 至 令和 4 年 4 月 3 0 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	97,441
2 事業費用	90,060
本来業務事業利益	7,381
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
営 業 利 益	7,381
II 事業外収益	533
III 事業外費用	151
経 常 利 益	7,763
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税 引 前 当 期 純 利 益	7,763
法 人 税 等	1,291
当 期 純 利 益	6,472

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人真人会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市もみじが丘町40番地39

財 産 目 録

(令和4年4月30日現在)

1. 資 産 額	55,390 千円
2. 負 債 額	20,405 千円
3. 純 資 産 額	34,985 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	26,468
B 固 定 資 産	28,922
C 繰 延 資 産	0
D 資 産 合 計 (A+B+C)	55,390
E 負 債 合 計	20,405
F 純 資 産 (D-E)	34,985

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式6

監事監査報告書

医療法人真人会  
理事長 松村雅人 殿

私は、医療法人真人会の令和3会計年度（令和3年5月1日から令和4年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年6月30日

医療法人真人会

監事 松村 和子